

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	社会福祉連携推進方針の変更認定		
根 拠 法 令 名	社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）	(条項)	第 1 4 0 条
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	健康福祉部 福祉指導監査課 法人・こどもグループ		
標 準 処 理 期 間	3 0 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 1 1 月 1 2 日付け社援発 1 1 1 2 第 1 号厚生労働省 社会・援護局長名通知） 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 [社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準] 本承認に係る審査基準は、社会福祉連携推進法人の認定等について（令和 3 年 1 1 月 1 2 日付け社援発 1 1 1 2 第 1 号厚生労働省 社会・援護局長名通知） のとおりとする。 [社会福祉法第 1 4 0 条] 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。